

審 査 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則 第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5、第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 40 日以内
申 請 先： 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先： 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考：